

和歌山市消防団応援のお店登録要綱

令和4年9月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に所在する事業所又は店舗等（以下「事業所等」という。）が消防団応援のお店として登録されることにより、消防団員の福利を向上させ、入団を促進し、もって地域防災力を向上させること等を目的とした和歌山市消防団応援のお店の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団応援のお店 本市の消防団員及びその家族（以下「消防団員等」という。）に対し、自主的に優遇サービスを提供し、本市の消防団を支援する事業所等をいう。
- (2) 登録応援事業所 消防団応援のお店として登録された事業所等をいう。
- (3) 全国消防団応援の店 公益財団法人日本消防協会（以下「消防協会」という。）が推進する全国の消防団員等に対し、自主的に優遇サービスを提供し、消防団を支援する事業所等をいう。

(登録)

第3条 消防団応援のお店に登録しようとする事業所等は、次に掲げる事項を記載した和歌山市消防団応援のお店登録申請書（別記様式第1号）により、市長に申請するものとする。

- (1) 業種
- (2) 優遇サービスの内容
- (3) 優遇サービスの対象者
- (4) 名称
- (5) 所在地
- (6) 電話番号
- (7) 営業時間
- (8) 定休日
- (9) ホームページURL
- (10) 全国消防団応援の店への登録希望の有無

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、消防団応援のお店に登録しようとする事業所等が次の各号のいずれかに該当するとき、又は、申請の内容が公序良俗に反する等市長が適当でないと認めるときは、その理由を申請した事業所等に対して説明し、登録しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業の許可又は営業等の届出を要する事業所等
- (2) 和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する事業所等
- (3) 宗教活動又は政治活動を行う事業所等
- (4) 通信販売、インターネットによる販売等対面による販売を前提としない事業所等

3 市長は、前項の規定により登録しないこととしたときを除き、第1項各号に掲げる事項を和歌山市消防団応援のお店登録管理簿（別記様式第2号）に登録するものとする。

（表示証の交付）

第4条 市長は、前条第3項の規定による登録をしたときは、登録応援事業所に対し、消防団応援のお店表示証（別記様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

（表示証の表示）

第5条 表示証は、登録応援事業所の見やすい場所に表示するものとする。

2 登録応援事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用して電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識することができない方式で作られる記録という。）を相手方の使用に係る電子計算機に送信して提供する方法をいう。）により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示させるようにする方法により行う広告等に表示証を用いることができる。この場合において、表示証は、拡大し、又は縮小して表示することができる。

（登録応援事業所の公表）

第6条 市長は、登録応援事業所に係る第3条第1項第1号から第9号までに掲げる事項をホームページ等により公表するものとする。

（消防団員であることを証するものの提示）

第7条 消防団員は、登録応援事業所から優遇サービスを受けようとするときは、和歌山市消防団長が発行する和歌山市消防団員であることを証するものを提示するものとする。

（登録の内容の変更又は廃止）

第8条 登録応援事業所は、第3条第3項の規定により登録された事項を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、和歌山市消防団応援のお店登録内容変更・廃止届出書（別記様式第4号）により市長に届け出るものとする。

（登録の取消し）

第9条 市長は、登録応援事業所から前条の規定による廃止の届出があったとき、若しくは登録応援事業所が偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、若しくは第3条第2項に該当すると認めるとき又は登録応援事業所による優遇サービスの提供に関し、犯罪若しくは不正の行為があったときは、登録を取り消すものとする。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所等は、速やかに第4条の規定による表示証を取り外し、市長に返納しなければならない。

（全国消防団応援の店への登録）

第10条 市長は、登録応援事業所が全国消防団応援の店への登録を希望する場合は、消防協会に登録の依頼をするものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月14日から施行する。